

資料 3

〔 令和 3 年 3 月 16 日 〕  
〔 地 方 財 政 審 議 会 〕

総務大臣配分資産に係る平成28年度分から令和2年度分までの固定資産税の課税標準となるべき価格等の決定及び修正について（令和3年3月修正分）

## 資料 3-1

総務大臣配分資産に係る平成28年度分から令和2年度分までの固定資産税の  
課税標準となるべき価格等の決定及び修正について(令和3年3月修正分)(総括)

(単位：千円)

年 度	決定(追加)		修正		計		税額見込み
	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	
H28	0	0	△ 2,658,885	△ 2,589,278	△ 2,658,885	△ 2,589,278	△ 36,250
H29	0	0	△ 2,967,865	△ 2,983,277	△ 2,967,865	△ 2,983,277	△ 41,766
H30	0	0	△ 2,111,632	△ 2,078,393	△ 2,111,632	△ 2,078,393	△ 29,098
R元 (H31)	0	0	361,383	391,853	361,383	391,853	5,486
R2	4,576,123	888,390	1,927,123	494,424	6,503,246	1,382,814	19,359
計	4,576,123	888,390	△ 5,449,876	△ 6,764,672	△ 873,753	△ 5,876,282	△ 82,268

※ 修正の「決定価格」及び「課税標準額」は、当初申告と修正申告の差額である。

※ 表示単位未満四捨五入により計が一致しない場合がある。